

Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン

2018（平成 30）年 3 月 30 日

各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定

〔標準ガイドライン群 I D〕

1002

〔キーワード〕

ドメイン取得・集約・移行・廃止・管理組織・管理簿・管理プロセス、政府ドメイン（go ドメイン）、非 go ドメイン

〔概要〕

政府ドメイン（go ドメイン）名の登録対象機関におけるドメイン保有状況を把握しつつ、ドメイン管理体系の見直しを行うとともに、ドメイン集約化（移行・廃止）に向けた取組を積極的に行うよう要請するための共通ルール。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2018年3月30日	-	・初版決定

目次

1	はじめに	2
1.1	背景と目的	2
1.2	適用対象	2
1.3	位置づけ	3
1.4	用語	3
2	具体的なドメイン管理方法	4
2.1	基本原則	4
1)	各府省等が運用する go ドメイン	4
2)	各府省等以外が運用する go ドメイン	4
3)	各府省等が運用する非 go ドメイン	4
4)	行政機関が新規に取得するドメイン	4
2.2	ドメインの命名規則	4
1)	基本原則	5
2)	組織の記述方法	5
2.3	ドメインの移行・廃止方法	6
1)	go ドメインを移行・廃止する場合 (go ドメイン→go ドメイン)	6
2)	go ドメインを単純廃止する場合	7
3)	非 go ドメインを移行・廃止する場合 (非 go ドメイン→go ドメイン)	7
4)	非 go ドメインを単純廃止する場合	8
2.4	ドメインの管理方法	9
1)	ドメイン管理組織の設置	9
2)	ドメイン管理簿の作成	9
3)	ドメイン登録組織・登録者・連絡先等の変更	10
4)	ドメイン管理プロセスの整備	10
5)	各府省等が保有・管理するドメインの実態把握	11
別紙	附則	13
1	施行期日	13
2	経過措置	13

1 はじめに

1.1 背景と目的

我が国では、各府省等が運用する Web サイト等を国民の視点から分かりやすくすることが喫緊の課題となっており、情報セキュリティの観点からも、統一基準を遵守し、各府省等における Web サイト等の真正性を確保していくことが求められている。

このため、本ガイドラインは、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、Web サイト等のドメイン（以下「ドメイン」という。）に係る管理体制の見直し等の取組を通じ、各府省等におけるドメイン管理に係る IT ガバナンスを強化し、国民等利用者にとって、安心して分かりやすい Web サイト等の構築に資するために作成したものであり、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成 27 年 3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）4.2 4）「Web デザイン指針等の整理統合・拡充」を実現させるものである。

1.2 適用対象

本ガイドラインは、各府省等が保有・管理する Web サイト等、全てのドメインを対象とする。ただし、「標準ガイドライン第 1 章第 3 編 1. 適用対象」の規定に基づき適用対象外とされた事項については本ガイドラインの全部を、表 1-1 に該当する場合については本ガイドラインの一部を、それぞれ適用対象外とする。

表 1-1 適用対象外

ドメイン	適用対象外項番
ソーシャルメディア等の民間サービスを利用しているため、各府省等では保有していないドメイン（twitter.com、facebook.com 等）	2.1
	2.2
	2.3
	2.4
外部公開 Web サイトで使用していない又は使用する予定もない内部公開（各府省等内 Web サイト用、省内メール用、LGW ANへの公開用、なりすまし防止用等）を目的としたドメイン	2.1
	2.2
	2.3

ドメイン	適用対象外項番
独立行政法人の教育機関が運営する Web サイト (ac ドメイン)	2.1
	2.2
	2.3

1.3 位置づけ

本ガイドラインは、「ドメイン管理ガイド (2.0 版)」(平成 28 年 12 月 1 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室策定) の後継文書として、標準ガイドライン群の一つに位置づけられる。

1.4 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語は、表 1-2 及び本ガイドラインに別段の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例による。

表 1-2 用語の定義

用語	意味
各府省等	ドメイン管理会社に対して go ドメイン名を登録する資格のある組織のこと。行政機関並びに国会、裁判所、会計検査院、独立行政法人及び特殊法人 (特殊会社を除く。) が該当する。
ドメイン管理会社	JP ドメインの登録管理を行っている株式会社日本レジストリサービスのこと。
指定事業者	各府省等がドメインの取得・廃止等の手続をする会社のこと。
go ドメイン	各府省が登録することができる政府ドメインのこと。本ガイドラインでは、非 go ドメインと対比しやすいように、政府ドメインを go ドメインと表記する。
非 go ドメイン	go ドメイン以外のドメインのこと。

2 具体的なドメイン管理方法

各府省等のPMO（行政機関以外の適用対象機関にあつては、ドメイン全体管理組織をいう。以下同じ。）は、会計担当部門、広報担当部門、PJMO等、関係者と連携を図り、以下のとおりドメイン管理を実施するものとする。

2.1 基本原則

ドメインに関する基本原則は以下のとおりとする。

1) 各府省等が運用する go ドメイン

各府省等が運用する go ドメインは、政策目的別 Web サイトの運用のために独自のドメインを保有するなどの特段の事情がない限り、それぞれ保有する代表ドメインを1つに集約するものとする。その結果、内部部局、地方支分局等については、代表ドメインのサブドメイン、ディレクトリ等で運用するものとする。現在、特段の事情なく独自ドメインを運用している場合には、移行可能なドメインから速やかに代表ドメインへの移行を行うものとする。

なお、外局等の独立組織は、府省と同様に代表ドメインを1つ保有できるものとし、各府省等が運用する go ドメインの取扱いと同様とするものとする。

2) 各府省等以外が運用する go ドメイン

各府省等以外が運用する go ドメインについては、IT室と関係府省等が協力して、そのドメインを廃止・移行するものとする。

3) 各府省等が運用する非 go ドメイン

各府省等が運用する非 go ドメインについては、速やかに go ドメインへの移行を行うものとする。なお、速やかな移行が困難な場合は、その理由及び go ドメイン移行の検討状況をドメイン管理簿上で管理するものとする。

4) 行政機関が新規に取得するドメイン

行政機関が新規にドメインを取得する場合は、統一基準に基づき、go ドメインを情報システムにおいて使用するよう仕様に含めるものとする。

2.2 ドメインの命名規則

ドメインの命名規則は以下のとおりとする。

1) 基本原則

ア 分かりやすく、使いやすい表記

- (1) 必要に応じてハイフン「-」を使って、利用者が分かりやすい表記を行うものとする。
- (2) 利用者が入力しやすいよう、文字数を短くすることが望ましい。ただし、短縮することで意味が不明確にならないよう留意するものとする。
- (3) 外国人の利用が見込まれる Web サイトでは、英語を基本とした表記が望ましい。

イ 適切な命名・表記

- (1) 他のドメインと類似しているなど、混乱を招くドメイン名を用いないものとする。
- (2) 他府省がドメインを取得する際に混乱を招かないよう、過大な表現を避け、Web サイトの目的に沿った適切な命名を行うものとする。
- (3) 英語名称やローマ字名称を短縮してドメイン名とする場合、ドメイン名が不適切な単語と合致することがないように留意するものとする。

2) 組織の記述方法

ア 基本的な記述方法

組織のドメイン名は、基本的に英語名もしくは英語略称名を使用するものとする。国民の利便性を考慮し、ローマ字や日本語で表記したドメイン名の使用ができるものとする。ドメイン名における府省等の記述方法は以下(1)～(3)のいずれかの方法によって記述することが望ましい。

- (1) 組織をあらわす英語略称：(例) 内閣官房：cas. go. jp
- (2) 組織の内容をあらわす英単語：(例) 復興庁：reconstruction. go. jp
- (3) 組織をあらわす英単語の略称：(例) 環境省：env. go. jp

イ ローマ字表記の使用

ローマ字表記は、英語に不慣れな利用者向けなど、必要性のある Web サイトにおいて使用ができるものとする。ローマ字表記を行う場合には、ハイフン「-」を活用することで、利用者が理解できる記述となるよう配慮する必要がある。

ウ 日本語表記の使用

日本語で表記したドメイン名の使用は任意とするが、使用する場合には、漢字は JIS 第 4 水準 (JIS X 0213) の範囲から使用するものとする。

エ サブドメインやディレクトリの活用

各府省等の情報をウェブサイト等において、当該府省等自らが情報を提供していることを伝えつつ、構造的に情報を適切に情報提供するためには、ドメインだけではなく、サブドメインやディレクトリの活用が有効であることから、サブドメインの命名規則については、ドメインの命名規則に準ずるものとする。

なお、ディレクトリの命名規則については、「日本語版 Web サイトガイド」の「参考 2 タグ、ディレクトリ一覧」を参照することが望ましい。

2.3 ドメインの移行・廃止方法

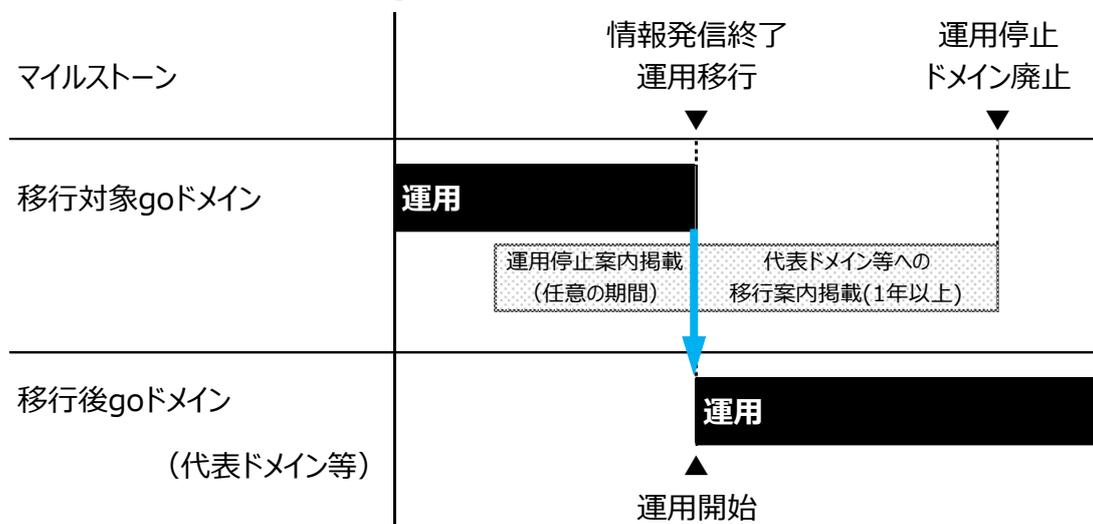
ドメインの移行・廃止方法は以下のとおりとするものとする。

なお、廃止する Web サイト等について、他の Web サイト等にリンク先を掲載している場合は、運用停止に合わせてリンク先の削除を行うものとする。

1) go ドメインを移行・廃止する場合 (go ドメイン→go ドメイン)

ドメイン移行時はあらかじめ、廃止されるドメイン上で Web ページにおいて運用停止に関する案内をする。新ドメインにサービス移行後も、旧ドメインのアクセス状況を踏まえるなどして、旧ドメインを 1 年以上運用し、旧ドメイン上で新ドメインの移行案内を行いつつ、廃止手続を行うものとする。

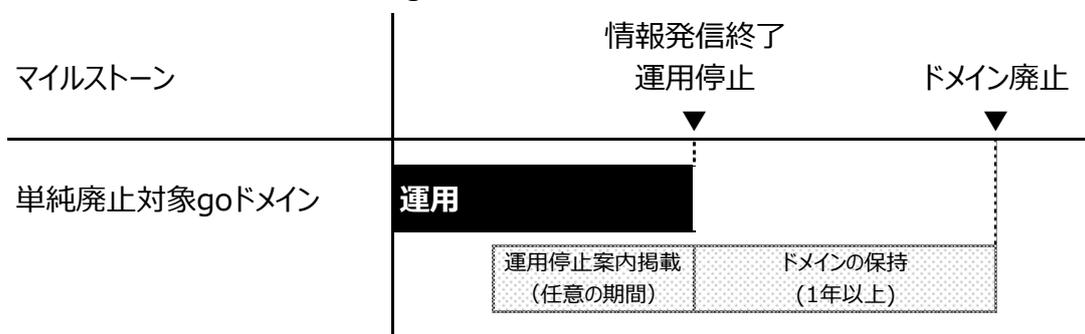
図 2-1 go ドメインの移行・廃止の流れ



2) go ドメインを単純廃止する場合

ドメインを移行せず、単純に廃止するときはあらかじめ、廃止されるドメイン上で運用停止に関する案内をする。当該ドメインの運用停止後も1年以上当該ドメインを保持し、第三者の組織が当該ドメインを早期に取得することによる、国民等利用者の困惑を避けるよう対策を講じた上で、廃止手続を行うものとする。

図 2-2 go ドメインの単純廃止の流れ

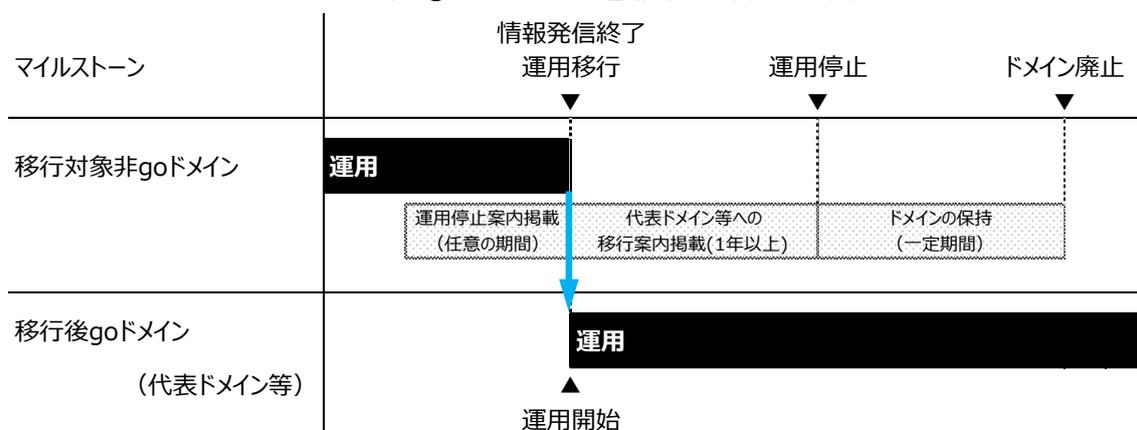


3) 非 go ドメインを移行・廃止する場合（非 go ドメイン→go ドメイン）

ドメイン移行時はあらかじめ、廃止されるドメイン上で運用停止に関する案内をするものとする。新ドメインにサービス移行後も、旧ドメインへのアクセス状況を踏まえるなどして、旧ドメインを1年以上運用し、旧ドメイン上の Web ページで新ドメインの移行案内を行うものとする。

また、旧ドメイン運用停止後も一定期間、旧ドメインを保持し、Web サイトの利用者が検索 Web サイト等を経由して、正規の Web サイトになりすました不正な Web サイトへ誘導されないよう対策を講じた上で、廃止手続を行う。

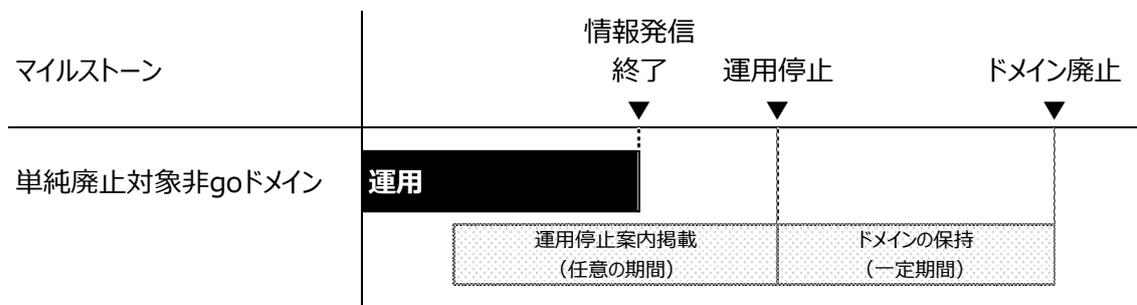
図 2-3 非 go ドメインを移行・廃止の流れ



4) 非 go ドメインを単純廃止する場合

ドメイン単純廃止時はあらかじめ、廃止されるドメイン上で運用停止に関する案内をするものとする。当該ドメインの運用停止後も一定期間当該ドメインを保持し、Web サイトの利用者が検索 Web サイト等を経由して、正規の Web サイトになりすました不正な Web サイトへ誘導されないよう対策を講じた上で、廃止手続を行うものとする。

図 2-4 非 go ドメインを単純廃止の流れ



(参考) 運用停止に関する案内の提示要素

ドメインの運用停止に関し、Web ページに掲載すべき案内事項は、記載例にあるとおり、以下に掲げる事項を掲載することが望ましい。

- (1) 現行のドメインの運用停止時期
- (2) 現行のドメイン運用停止後は、当該ドメインからの情報提供は一切行わないこと
- (3) 運用停止するドメインの Web サイトで提供している情報が、今後新ドメインの Web サイトで掲載されることになる掲載先

(4) 運用停止するドメインのなりすまし防止等のため、一定期間保持すること

(5) 運用停止後に、当該ドメインが第三者に取得される可能性があること

(記載例)

- ・2020年3月31日をもって、本Webサイトの運用を停止し、停止後は本Webサイトから一切の情報提供は致しません。
- ・本Webサイトは2020年3月31日をもって閉鎖することとなり、それ以降の情報発信は、<https://〇〇.go.jp/>で行うこととなります。
- ・2020年3月31日をもって、本Webサイトは閉鎖致しますが、本Webサイトで使用していたドメインにつきましては、しばらくの間、当省で保有致します。
- ・本Webサイトの閉鎖後について、本Webサイトで使用していたドメインにつきましては、第三者が取得する可能性があります。

2.4 ドメインの管理方法

ドメインの管理方法は以下のとおりとする。

1) ドメイン管理組織の設置

行政機関以外の適用対象機関は、組織内全体のドメイン保有状況の把握、ドメイン移行等の推進、ドメイン管理プロセス（3）参照）の管理のため、ドメイン管理組織を設置するものとする。

2) ドメイン管理簿の作成

PMOは、その保有状況等を適切に把握するため、以下の項目を含む情報を整理したドメイン管理簿を作成するものとする。

なお、廃止ドメイン及び移管されたドメインについては、ドメイン管理簿上から削除せず、廃止済・移管済ドメインとして管理するものとする。

《ドメイン管理項目》

- ・ 保有ドメイン
- ・ 外部（インターネット向け）公開利用有無
- ・ トップページURL、代表Webサイト名
- ・ ドメイン保有組織、担当者、連絡先
- ・ ドメイン取得時期
- ・ 使用目的、業務分類、概要 等

《ドメイン見直し計画項目》

- ・ 維持・廃止・移管についての計画及び結果

- ・ 本ガイドラインに準拠できない場合、できないことに対する明確な理由
- ・ 廃止・移管を予定する Web サイトについてはその時期 等

3) ドメイン登録組織・登録者・連絡先等の変更

ドメイン管理会社がドメインを管理し、公表していることから、人事異動、組織名称変更等に伴い、各府省等がドメインを取得する際に登録した組織名、登録者名、連絡先等に対し変更が生じた場合は、指定事業者に対し、速やかに変更手続を行うものとする。

4) ドメイン管理プロセスの整備

各府省等は、組織内のドメイン取得・廃止等に関するプロセスを明確化し、不適切なドメイン名の付与や廃止されたドメインのなりすましの防止等を図るため、ドメイン管理手順を整備するものとする。

なお、ドメイン管理手順は、ドメイン取得・運用時の手順、ドメイン廃止時の手順、ドメイン確認（年次）の手順の3要素で構成するものとする。

(図 2-5 から図 2-8 参照)

図 2-5 go ドメイン取得・運用時のプロセス

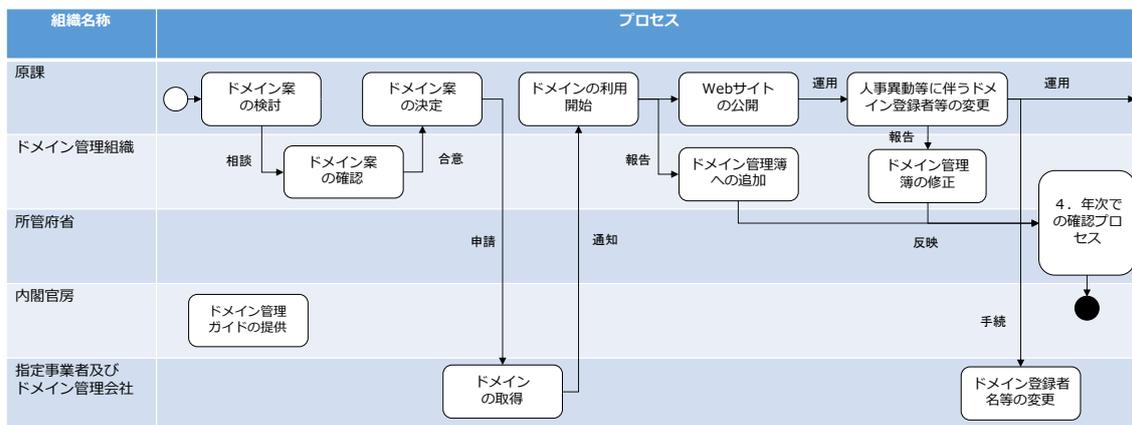


図 2-6 go ドメイン廃止時のプロセス



図 2-7 非 go ドメイン廃止時のプロセス

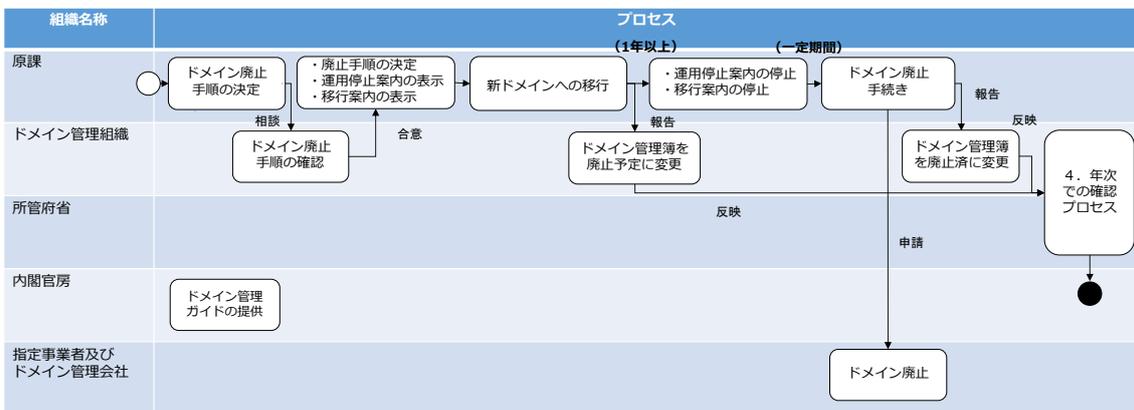
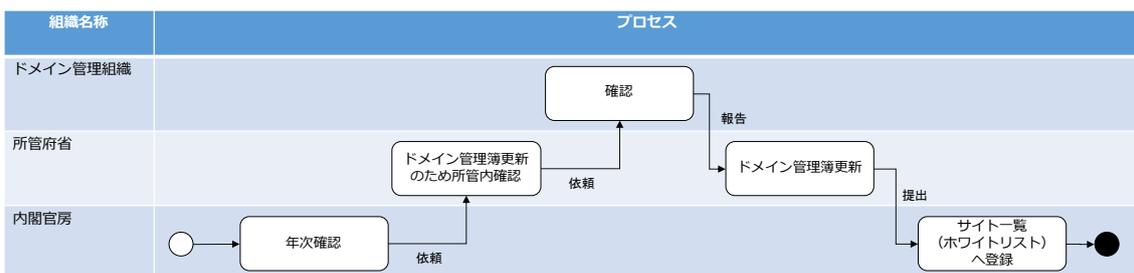


図 2-8 ドメイン確認プロセス（年次）



5) 各府省等が保有・管理するドメインの実態把握

各府省等におけるドメインの保有・移行・廃止状況等の実態を把握するため、IT室は原則毎年度、各府省等に対してドメイン管理簿の提出を求めるものとする。IT室は、提出されたドメイン管理簿により、各府省等が保有しているドメインを用いて公開する Web サイトをホワイトリストとして公表するものとする。

また、IT室は各府省等に対し、必要に応じて、ドメイン管理プロセス等、ドメイン管理簿以外の資料の提出を求める場合がある。

別紙 附則

1 施行期日

本ガイドラインは、決定の日から施行する。

なお、本ガイドラインの施行をもって、ドメイン管理ガイド（2.0 版）（平成 28 年 12 月 1 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室策定）については廃止とする。

2 経過措置

2015 年 6 月 5 日時点で現に存するドメインについては、「2.11）各府省等が運用する go ドメイン」における代表ドメインへの移行に基づき、遅くとも 2020 年度を目途に移行を完了するものとする。